

請求人 宛て

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	松 本 研
同	今 野 典 人

住民監査請求に基づく監査について(通知)

令和 4 年 6 月 13 日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、請求人自身による住民監査請求（令和 3 年 9 月 29 日受付）に対する「住民監査請求に基づく監査について（通知）（令和 3 年 11 月 2 日 監監第 433 号）」について、「異議の内容に全く触れず、論点相違の虚偽（道路の管理として）の審査を行い、明らかに財産の管理を怠る事実の審査を避けている」、「監査事務局は、請求人から請求のあった内容は市に不都合ありと認め、監査は実施しないことを前提に、請求内容を歪曲して、要件に該当しないよう不当な審査資料（論点相違の虚偽）を作成、この資料を基に監査委員が合議した。この合議は、請求に対して適正な合議を行ったとは言い難く、結果は同局の思惑通り要件に該当しないとして監査の不実施を決定、請求を却下した。」とし、「前前回請求（令和 3 年 9 月 29 日受付）内容により、地方自治法第 242 条第一項に基づき、監査の実施を求め再監査請求します。」と主張しています。

東京地方裁判所昭和 52 年 4 月 26 日判決は、「住民監査請求を不適法として却下する監査委員の応答は住民訴訟の対象事項たる地方公共団体の執行機関等の財務会計上の行為には該当しない」と判示しています。このことから、本件請求において請求人が述べている「監査委員が合議」し、「監査の不実施を決定、請求を却下した」ことは財務会計上の行為には該当しません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。